省令

○総務省令第五十一号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行に伴い、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二（見出しを含む。）中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第七十条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

法務大臣　上川　陽子

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「総括表示登記専門官」の下に「、復興事業対策官（仙台法務局に限る。）」を加える。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（復興事業対策官の職務）

第二十四条の二　民事行政部の復興事業対策官は、命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の実施に伴う登記に関する事務（商業登記、法人の登記及び企業担保権の登記に関する事務並びに特例法第六条第二号事務を除く。）について調査し、企画する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十七年五月七日から施行する。

○財務省令第五十号

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第六十七条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出し、同条第一項及び第三項中「次長」を「副所長」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　所長は、必要に応じ、講師を委嘱することができる。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（研究総務官）

第三十七条の二　財務総合政策研究所に、研究総務官一人を置く。

2　研究総務官は、命を受けて、財務総合政策研究所の所掌事務のうち重要な専門的事項を処理する。

第三十八条の見出し中「部等」を「部」に改め、同条中「総務室及び」を削り、「研究部」を「総務研究部」に、「情報システム部」を「資料情報部」に改める。

第三十九条の見出し及び各号列記以外の部分中「総務室」を「総務研究部」に改め、同条第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六　財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究並びにこれらの成果の発表を行うこと。

七　前号の調査及び研究に係る国際交流に関する事務を行うこと。

八　財務省の所掌事務に係る国際協力を行うこと。

九　財政経済理論に関し、職員の研修を行うこと。

第四十条から第四十四条までを次のように改める。

（総務研究部に置く課等）

第四十条　総務研究部に、次の二課及び総括主任研究官三人以内を置く。

総務課

国際交流課

（総務課の所掌事務）

第四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三十九条第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事務

二　第三十九条第六号及び第九号に掲げる事務の総括に関する事務

（国際交流課の所掌事務）

第四十二条　国際交流課は、第三十九条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

2　国際交流課に、国際交流専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

3　国際交流専門官は、命を受けて、第三十九条第七号及び第八号に掲げる事務のうち専門的事項を処理する。

（総括主任研究官の職務）

第四十三条　総括主任研究官は、命を受けて、第三十九条第六号及び第九号に掲げる事務を分掌する。

（主任研究官）

第四十四条　総務研究部に、主任研究官六人以内（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　主任研究官は、命を受けて、第三十九条第六号及び第九号に掲げる事務を行う。

第四十五条の見出し及び各号列記以外の部分中「情報システム部」を「資料情報部」に改め、同条第一号中「並びに情報処理のシステム化（調査統計部の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第四十六条を次のように改める。

（総括主任調査官の職務）

第四十六条　資料情報部に、総括主任調査官一人を置く。

2　総括主任調査官は、前条各号に掲げる事務をつかさどる。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（主任調査官）

第四十六条の二　資料情報部に、主任調査官三人以内を置く。

2　主任調査官は、命を受けて、第四十五条各号に掲げる事務を行う。

第四十七条第三号を次のように改める。

三　財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な資料及び情報の電子情報処理組織による処理に関する事務を行うこと。

第四十七条第四号を削る。

第五十条中「及び第四号」を削る。

第五十一条中「研究部」を「総務研究部」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第百十六号までを一号ずつ繰り上げ、第百十七号から第百二十号までを削り、第百二十一号を第百十六号とし、第百二十二号から第百二十五号までを五号ずつ繰り上げ、第百二十六号及び第百二十七号を削り、第百二十八号を第百二十一号とし、第百二十九号から第百三十二号までを七号ずつ繰り上げ、第百三十三号及び第百三十四号を削り、第百三十五号を第百二十六号とし、第百三十六号から第百六十五号までを九号ずつ繰り上げ、第百六十六号を削り、第百六十七号を第百五十七号とし、第百六十八号から第百七十八号までを十号ずつ繰り上げ、第百七十九号を削り、第百八十号を第百六十九号とし、第百八十一号から第百八十九号までを十一号ずつ繰り上げ、第百九十号及び第百九十号を削り、第百九十一号を第百七十八号とし、第百九十二号から第二百八号までを十三号ずつ繰り上げ、第二百九号の表の第二欄に次のように加える。

三　直鎖状プロピル基
四　直鎖状ブチル基
五　直鎖状ペンチル基
六　直鎖状ヘキシル基
七　直鎖状ヘプチル基

第一条中第二百九号を第百九十六号とし、第二百十号を第百九十七号とする。

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。